



金 沢 市 公 報

号外第16号の2

平成27年(2015年)5月8日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次	ページ
●監査公表	
○監査公表(第8号)	(監査事務局) 1

監 査 公 表

●金沢市監査公表第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第1項の規定により職員措置請求書の提出があり、同条第4項の規定により実施した監査の結果を決定し、請求人に通知したので、同項の規定によりこれを公表します。

平成27年5月8日

金沢市監査委員	西	村	賢	了
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員職務執行者	新	村	誠	一

収監査第130号
平成27年5月7日
(2015年)

林 木 則 夫 様

金沢市監査委員	西	村	賢	了
金沢市監査委員	中	島	秀	雄
金沢市監査委員職務執行者	新	村	誠	一

住民監査請求に係る監査の結果について(通知)

平成27年3月9日に提出のあった職員措置請求書について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第242条第4項の規定により監査を実施し、その結果を次のとおり決定したので通知します。

第1 請求の受付

1 請求人
金沢市小坂町西61番地7 林 木 則 夫

2 請求書の提出日
平成27年3月9日

3 請求の内容

請求人から提出された職員措置請求書(別紙第1のとおり)による主張及び措置要求の要旨は、次のとおりである。

(1) 請求人の主張要旨

ア 政務活動費は、地方自治法第100条第14項乃至第16項の規定に基づく金沢市議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年条例第2号。以下「条例」という。)において規定された政務活動に要する経費に用途が限定されている。条例に基づき、金沢市長は、金沢市議会の議員に対し、前金で、特例支出の前金払としての政務活動費を交付している。公金である政務活動に要する経費ではない経費の支出及び政務活動に要する経費を逸脱した支出であると、前金払であるために後日判明した経費支出があった場合、当該支出は目的外の違法支出であるから、当該政務活動費支出相当額は金沢市へ返還しなければならない。

- イ 条例第10条第1項が規定する収支報告書に係る金沢市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成13年規則第4号。以下「規則」という。）第5条で定める様式第4号は、「収入」を「政務活動費」及び「その他（預金利子等）」の2項目としている。政務活動費は、公金を前金払交付した支出であるものの、議員の第2議員報酬ではないのであるから議員が預金するための公金支出ではない。預金目的とする公金支出は認められない。よって、上記「収入」とする「その他（預金利子等）」の定めは、無効である。
- ウ 金沢市議会政務活動費運用の手引き（以下「運用の手引き」という。）は、金沢市議会が作成したものであるにもかかわらず、法が規定する「議員の調査研究その他の活動に資する」経費と認められない支出についても定めている。上記1（請求人の主張要旨ア）記載の政務活動に要する経費及び法に抵触する手引きの定めは、違法な定めであり、当該定めは、すべて無効である。また、手引きの定める経費であっても、「議員の調査研究その他の活動に資する」経費と認められない支出があった場合も、当該支出は違法支出である。
- エ 運用の手引きには「(主な例)」における「広報費」の「茶菓子代」、「その他の例」では「研修費」の「研究会の」「お茶代」及び「研究会に伴う懇談会に係る会費」、「会議費」の「会議費の」「お茶代」及び「会議に伴う懇談会に係る会費」、及び「事務所費」の「事務所内の会合等において提供される茶菓子代」との定めもある。しかしながら、上記定めは、飲食代金であるから、政務活動に要する経費とは認められない。
- オ 「議員活動は、政務活動と他の活動が渾然一体となっている」事実は重要である。すなわち、手引きは事務所経費だけに政務活動費を按分する算式を定めているのであるが、事務所費同様、「議員が行う活動」経費である「広報費」、「資料作成費」及び「人件費」の政務活動費の具体的経費支出においても、按分充当支出が合理的である。
- カ 情報公開請求により開示された平成25年度の政務活動費収支報告書、政務活動費出納簿及び領収書その他の支出を証する書類を検討したところ、主な違法支出は、以下のとおりである。
- (ア) 福田太郎議員の主な違法支出は、調査研究費支出でのタクシー代領収書等の記載がないこと、研修費支出の用途不明及び広報費の目的外支出である。
 - (イ) 野本正人議員の主な違法支出は、調査研究費支出でのタクシー代領収書等の記載不備、広報費及び人件費では按分充当支出がなされていないことである。
 - (ウ) 粟森慨議員の違法支出は、広報費が按分充当支出ではないこと、会議費支出が目的外支出及び人件費での按分充当支出がなされていないことである。
 - (エ) 清水邦彦議員の違法支出は、広報費が按分充当支出ではないこと、資料作成費支出では目的外支出であるし、按分充当支出もなされていないことである。
 - (オ) 高岩勝人議員の違法支出は、調査研究費の海外行政視察旅費の「観光」目的が明らかな2日分の支出相当額及び研修費支出の目的外支出である。
 - (カ) 松村理治議員の違法支出は、人件費及び事務所費での按分充当支出がなされていないことである。
 - (キ) 田中展郎議員の主な違法支出も、人件費及び事務所費での按分充当支出がなされていないことである。
 - (ク) 上田章議員の違法支出は、調査研究費の目的外支出となる年会費支出である。
 - (ケ) 下沢広伸議員の違法支出は、広報費が按分充当支出ではないことである。
 - (コ) 麦田徹議員の違法支出も、広報費が按分充当支出ではないことである。
 - (サ) 喜多浩一議員の違法支出も、広報費が按分充当支出ではないことである。
 - (シ) 木下和吉議員の違法支出は、人件費が按分充当支出ではないことである。
 - (ス) 小阪栄進議員の違法支出も、人件費が按分充当支出ではないことである。
- キ 各議員の違法支出額は、以下のとおりである。
- (ア) 福田太郎議員 107万2,243円
 - (イ) 野本正人議員 99万6,320円
 - (ウ) 粟森慨議員 113万9,510円
 - (エ) 清水邦彦議員 69万8,545円
 - (オ) 高岩勝人議員 68万4,419円
 - (カ) 松村理治議員 49万8,670円
 - (キ) 田中展郎議員 61万8,377円
 - (ク) 上田章議員 30万6,997円
 - (ケ) 下沢広伸議員 49万6,969円

- (コ) 麦田徹議員 48万8,575円
- (サ) 喜多浩一議員 41万1,367円
- (シ) 木下和吉議員 38万3,800円
- (ス) 小阪栄進議員 49万8,463円

(2) 措置要求の要旨

請求人は、金沢市監査委員に対し、上記議員に対して、当該議員の違法支出額（計8,294,255円）及び前金払である平成25年度政務活動費を精算すべき期日の翌日となる平成26年5月1日から支払済みまで民法で定められている年5分の割合による遅延損害金を金沢市へ支払うように、金沢市長に勧告することを請求する。

〔請求人から提出された事実を証する書面〕

- (1) 福田太郎議員の調査研究費、研修費及び広報費
- (2) 野本正人議員の調査研究費、広報費及び人件費
- (3) 粟森慨議員の広報費、会議費及び人件費
- (4) 清水邦彦議員の広報費及び資料作成費
- (5) 高岩勝人議員の調査研究費及び研修費
- (6) 松村理治議員の人件費及び事務所費
- (7) 田中展郎議員の人件費及び事務所費
- (8) 上田章議員の調査研究費
- (9) 下沢広伸議員の広報費
- (10) 麦田徹議員の広報費
- (11) 喜多浩一議員の広報費
- (12) 木下和吉議員の人件費
- (13) 小阪栄進議員の人件費

(注) これらの書面の内容については、この監査結果への記載を省略した。

4 監査委員の除斥

監査委員のうち、議員選任の横越徹委員については、直接の利害関係を有するので、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」という。）第199条の2の規定により除斥した。

5 請求書の要件審査

平成27年3月9日付けで請求のあった本件職員措置請求書（以下「本件請求」という。）については、自治法第242条所定の要件を具備しているものと認め、同年3月25日に受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項及び監査対象部局

請求人の請求内容から判断し、平成25年度政務活動費のうち、請求人が違法支出とした調査研究費、研修費、広報費、会議費、資料作成費、人件費及び事務所費が不適切な支出であるかどうか、市長が政務活動費の返還請求を怠っているかどうかを監査の対象とした。

監査対象部局については、議会事務局総務課とした。

2 関係人調査（その1）

政務活動費に係る収支報告書提出の際に添付する「領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写し（以下「添付書類」という。）」は、条例第14条により議長が保存しているため、自治法第199条第8項の規定による関係人調査として、議長に対し、請求人が違法支出と主張している支出についての添付書類の提出を求め、精査を行った。

3 請求人の陳述及び証拠書類の提出

請求人に対し、自治法第242条第6項の規定に基づき、平成27年4月6日に証拠の提出及び陳述の機会を与えたところ、請求人から、請求の趣旨を補足する次のような趣旨の陳述があった。

(1) 運用の手引きについて

運用の手引きに、条例第8条で規定する政務活動に要する経費に抵触する定めがあるならば、当該定めは無

効である。加えて、議員の調査研究その他の活動に資する経費と認められない支出費目の内容が定められているならば、それらの定めも無効である。

(2) 人件費及び事務所費について

平成25年7月3日の名古屋高裁判決において、運用の手引きの事務所費経費及び人件費経費の定めの中かで、全額充当支出を肯定する定めを完全に否定する判断をし、平成27年1月15日、最高裁判所は、高裁判決を不服とした金沢市の上告受理申立てを認めないとの決定をし、高裁判決は確定した。よって、今回の監査においては、昨年までの監査基準による判断はできない。

(3) 事実を証する書面について

ア 福田太郎議員

調査研究費は23支出があるが、3番のタクシー代について、振込依頼書を支出根拠としているが、そこには政務活動会合出席と手書きしているだけで、運用の手引きで定める「タクシー料金(利用区間、利用目的を領収書に明記)」を無視しており、違法支出である。

研修費は26支出があるが、18番を見ると、運用の手引きは「参加費」、「出席者負担金」を認めているが、金沢中央ライオンズクラブの領収書の但し書きには、「会費」と印字されており、参加費でも出席者負担金でもないもので、違法支出である。

広報費は27支出があるが、21番のはがき購入代は、新年互礼会の案内状であり、運用の手引きで認めていない後援会活動支出なので、違法支出である。

イ 野本正人議員

調査研究費は44支出があるが、29番の11月分タクシー利用代について、領収書に運用の手引きで定める記載要件の記載はなく、別紙記載はあるものの研修会は6件中1件である。しかし、当該研修会にかかる資料添付がないので、記載不備であり、違法支出である。

広報費は29支出があるが、16番の市政報告会会場代について、領収書とともに提出された市政報告会のご案内を見ると、支援者への市政報告会であり、後援会活動である。議員が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費の側面と後援会活動の側面が混在する支出であり、按分充当支出とする必要があると多くの裁判所で判断されている経費である。よって、2分の1相当額は違法支出である。

人件費について、野本正人議員の事務所は自宅であり、運用の手引きで定める「政務活動事務所+政治団体事務所+住居等」を類推適用した3分の1充当支出を人件費支出とし、3分の2相当額は違法支出である。

ウ 粟森慨議員

広報費は14支出があるが、そのうち12支出は支出を証明する資料がないので、それらの支出全額が違法支出である。また、9番のはがき代は、「今後ともご指導、ご鞭撻のほど、よろしくお願ひ」と言える方々を対象に郵送しており、14番の市政報告書作成費については、顔写真も多数掲載しており、宣伝的側面が多い広報紙である。多くの裁判所において広報紙は、按分充当支出とする経費と判断しており、各支出額の2分の1相当額は違法支出である。

会議費は高崎市・金沢市議会交流会費など16支出があるが、運用の手引きの主な例には、「参加費」はあるものの、いずれの支出も参加費ではない。また、その他の例には、「会議に伴う懇談会に係る会費」を定めているが、この定めは認められない。飲食を主目的とする会合は、運用の手引きでも認めていないことから明らかである。

人件費は12支出があるが、粟森慨議員の事務所は自宅であるから、人件費支出の3分の2相当額は違法支出である。

エ 清水邦彦議員

広報費は活動報告書資料など29支出があるが、2分の1相当額は違法支出である。ただし、23番の会場費は、中の湯清水旅館への支出であり、その全額が違法支出である。

資料作成費は、議員が行う活動のために必要な図書、資料などの購入に要する経費であり、当該支出に該当しない。よって、いずれの支出も目的外の違法支出である。返還請求の内容は、これらの支出を広報費とする訂正が行われることを前提に、2分の1相当額を違法支出としたものであり、訂正されない場合は、全額違法支出である。

オ 高岩勝人議員

調査研究費の12番の海外行政視察旅費について、11月16日及び17日の日程が観光のみの日程であり、9日

間の旅費のうち2日間は不必要であるので、支出額の9分の2相当額は違法支出である。

研修費は17支出あるが、研修費に該当しないので、これらの支出すべてが違法支出である。また、16番の研修受講料について、支出を裏付ける添付資料の海外・県外政務活動報告書には、「政治家のあり方を調査」などと記載しており、スケジュールを見ても「強力なチームを創るための心の活かし方」など、いずれの講演においても、政務活動のために必要な活動経費には該当しないので、その全額が違法支出である。

カ 松村理治議員及び田中展郎議員

人件費及び事務所費について、高裁判決どおり違法支出である。ただし、松村理治議員の事務所費の47番は年賀はがきであり、田中展郎議員の事務所費の12支出は、お茶菓子などの飲食代金であるので、当該支出はその全額が違法支出である。

キ 上田章議員

調査研究費は55支出あるが、15番から21番の各推進協議会調査研究費の7支出は、すべて平成25年7月25日の支出であり、一日に7つの研修会に参加又は出席したとは考えられない。各役員は議員が就任し、また、各推進協議会の規約も類似しており、研究会内容の資料がない。そうすると、7支出については、違法支出であると推認させる外形的事実があると言え、すべて違法支出と言える。

ク 下沢広伸議員

広報費は9支出あるが、8番の市政報告書について、表紙でJR金沢駅をバックにした下沢広伸議員の写真が掲載されており、表紙を見る限り宣伝の側面が認められる。多くの裁判所においても、広報費支出が按分充当必要経費であるとの判断がなされていることから、当該支出額の2分の1相当額は違法支出である。また、他の8支出も同様に各支出額の2分の1相当額は違法支出である。

ケ 麦田徹議員及び喜多浩一議員

麦田徹議員の広報費は11支出あるが、4番(市政報告会)の支出を除き、当該支出額の2分の1相当額は違法支出である。4番の支出は、全額が違法支出である。

喜多浩一議員の広報費は8支出あるが、4番の市政報告会茶菓子代を除き、当該支出額の2分の1相当額は違法支出である。4番の支出は、全額が違法支出である。

コ 木下和吉議員及び小阪栄進議員

木下和吉議員の人件費について、支出額の2分の1相当額は違法支出である。

小阪栄進議員の人件費について、事務所が自宅であるので、支出額の3分の2相当額は違法支出である。

4 関係職員の陳述の聴取

平成27年4月6日に議会事務局長及び議会事務局総務課長から陳述の聴取を行ったところ、次のような趣旨の陳述があった。

(1) 政務活動費の使途基準について

条例第8条では、「政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるもの」と規定したうえで、使途基準を別表で定めており、別表では調査研究費、研修費など12の項目を示し、各項目の内容欄で説明や例示を行っている。ただ、この別表にも詳細な例示までは無いため、金沢市議会では、運用の手引きにおいて、使途基準の具体的な例示を行っているが、ここでも具体例の全てを網羅することは不可能であり、例示の最後に「等」をつけてあることから判るように、一部を表記しているということにはほかならない。条例や手引きに個別具体的に例示されていない費用であっても、議員の調査研究活動その他の活動に有益となる費用であれば、運用の手引きの例示の「等」として、これを含むと解するのが妥当である。

(2) 政務活動とそれ以外の活動とが混在する場合の取扱いについて

運用の手引きにおいて、政務活動費執行にあたっての原則として、「調査研究の目的が市行政と関連性を有していること。政務活動費の各支出が調査研究の目的からみて合理性、必要性を有していること。支出金額が社会通念上相当と認められる範囲であること。議員と一定の関係にある者や法人に対しては支出できないこと。」を定めており、各議員は、この原則に従い、自らの責任において交付された政務活動費を充当できる経費のみ支出し、条例や運用の手引きに基づいて適正に処理した上で、支出関係書類が提出されているものと考えている。

その上で、按分に関しては、運用の手引きにおいて、按分の取扱いを定めており、その中では、「当該活動に要した経費の全額に政務活動費を充てることが不相当であることが明らかな場合には、各活動の実態に応じて按分して充当することとする。」としている。

特に、議員の活動拠点となる事務所の費用について、その形態に応じた按分方針、費用毎の限度額を示している。このことは、そもそも議員活動の実態は個々の議員ごとに異なるものであり、一律の按分割合を示すことが困難であり、かつ不合理であることから、議員が設置する事務所について、按分が必要な場合には、事務所の形態に応じた按分率の上限を採用することとしているものである。

政務活動費のように、法律の規定に基づいて地方自治体が条例を定めなければならない場合、条例の制定や法律の解釈などは、地方自治体の自己責任と自主決定に委ねられており、条例及び規則等において如何なる規定を定めるかについては、法の趣旨に反しない限り、原則として各地方自治体の裁量の範囲内にあると考えている。

5 関係人調査（その2）

請求人が違法支出と主張している支出について、自治法第199条第8項の規定に基づく関係人調査として、関係議員に対し書面による調査を行った。

第3 監査の結果

1 事実関係の確認

(1) 政務活動費制度の概要

ア 根拠となる法律、条例及び規則等

平成24年法律第72号の自治法の改正により、政務調査費制度は政務活動費制度となり、名称を「政務調査費」から「政務活動費」に、交付目的を「議会の議員の調査研究に資するため」から「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定めなければならないものとし、議長は政務活動費については、その用途の透明性の確保に努めるものとする規定された。

イ 本市における政務活動費の交付の経緯

平成24年法律第72号による改正前の自治法の規定を受けて、本市においては、平成13年3月に「金沢市議会政務調査費の交付に関する条例」（以下「旧条例」という。）を制定し、同年4月1日から施行した。

旧条例の制定当時は、政務調査費の交付対象を「会派」とし、領収書についても収支報告書への添付は不要としていた。しかし、議員個人の説明責任・自己責任の明確化を図り、更なる透明化を図るために、平成20年6月に旧条例を改正し、交付対象を「議員」へ変更し、すべての支出に対して領収書等の写しの添付を義務付け、交付金額を月額25万円から月額18万円に減額している。また、平成24年法律第72号による改正後の自治法に基づく条例では、政務活動費を充てることができる経費の範囲を定め、政務活動費を充てることができない経費も示している。

ウ 交付手続等

- ① 政務活動費の交付を受けようとする議員は、条例第5条の規定により、毎年度規則で定める交付申請書を議長を経由して市長に提出する。
- ② 市長は、条例第6条の規定により、交付する政務活動費の額を決定し、その旨を規則で定める通知書により議長を経由して当該議員に通知する。
- ③ 前記の通知を受けた議員は、条例第7条第1項の規定により、四半期ごとに規則で定める請求書により市長に請求する。
- ④ 市長は、前記の請求があった場合は、条例第7条第2項の規定により、速やかに政務活動費を交付する。
- ⑤ 前記の交付を受けた議員は、条例第10条第1項及び第2項の規定により、毎年4月30日までに、前年度の交付に係る政務活動費について、規則で定める収支報告書に会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付して、議長に提出する。議長は、政務活動費の適正な運用を期すため、条例第12条の規定により、必要に応じ調査を行うこととされている。
- ⑥ 議長は、収支報告書の提出があったときは、条例第11条の規定により、当該収支報告書の写しを市長に送付する。

エ 使途基準及び市長への返還

条例第8条及び別表に規定する政務活動費を充てることができる経費の範囲（以下「使途基準」という。）については、政務活動費は、議員の行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必

要な活動に要する経費に対して交付するとされ、条例別表に定める政務活動に要する経費に充てることができるものとされている。条例別表に定める用途基準には、調査研究費、研修費、広報費、広聴費、要請・陳情活動費、会議費、資料作成費、資料購入費、人件費、事務所費、会派共用費及び共通経費の12項目が示されており、また、政務活動費を充てることができない経費として、「政党の活動に係る経費」、「慶弔費その他の交際費的経費」、「選挙活動に係る経費」、「後援会活動に係る経費」、「飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費」、「会派等又は個人の資産形成に係る経費」、「政務活動費以外の公費支出と重複する支出に係る経費」、「公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他の法令等に抵触する経費」、「用途不明の支出に係る経費」を掲げている。

市長は、条例第13条の規定により、政務活動費の交付を受けた議員が当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員が当該年度において用途基準に従い支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができるとしている。

オ 用途基準の運用指針

平成20年6月の条例改正に併せ、金沢市議会として政務調査費の取扱いの基本指針を示す運用の手引きを作成しており、平成24年4月には親族等への支出に一定の制限を設けるなどの改訂を行っている。平成25年4月には平成24年法律第72号による改正後の自治法に基づく条例改正により、従前の運用の手引きを金沢市議会政務活動費運用の手引きに改めている。当該運用の手引きにおいては、政務活動費執行に当たっての原則として、

- ① 政務活動が、市行政と関連性を有していること。
- ② 政務活動費の各支出が、その目的からみて合理性、必要性を有していること。
- ③ 支出金額が、社会通念上相当と認められる範囲内であること。
- ④ 政務活動費は、議員の一定の関係にある者や法人に対しては支出できないこと。

を掲げるとともに、条例別表に記載している用途基準のほかに「主な例」や「その他の例」を具体的に示し、用途基準を明確にしている。

(2) 条例に基づく平成25年度政務活動費の交付等について

ア 交付

市長は、平成25年4月1日に交付申請書を受理し、交付する政務活動費の額を180,000円×12月＝2,160,000円と決定、その旨を同日付で政務活動費交付決定通知書により、議長を経由して、各議員に通知している。

交付の決定通知を受けた議員は、四半期ごとに政務活動費の交付を市長に請求し、市長は、議員に対して四半期ごとに当該政務活動費540,000円を交付している。

イ 収支報告

条例に基づく平成25年度政務活動費については、平成26年4月30日までに各議員から議長に収支報告書が提出されており、議長は同年5月30日に市長に収支報告書の写しを送付している。

議会事務局においては、収支報告書の提出の際に、用途基準に沿った支出がなされているかどうかなど、事務的な確認を行っている。

2 判断

(1) 監査基準について

本市の政務活動費は、自治法第100条第14項の規定に基づいた条例及び規則に従い交付されており、その用途基準についても条例第8条及び別表で規定している。また、議会において自主的に定めた運用の手引きにより政務活動費の取扱いの運用指針が示されており、この中でさらに用途基準を明確にするための具体的な例示がなされている。

そこで、本件監査に当たっては、上記の用途基準に、「議員の活動は様々な政治課題や市民生活に係わり、その専門性や関心も多様であって、議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、調査研究活動の市政との関連性、その目的、方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものである。（平成17年（行コ）第14号 同19年2月9日札幌高裁判決）」、「自治法が議員の調査研究に資するため必要な経費として政務調査費を交付することができるというのは、議員に活発な調査研究活動を促し、議会の審議能力を強化しようとする趣旨に基づくものと解されるから、政務調査費をどのように活用するかは、本来、各議員の自律的判断に委ねられるべきものである。」、「調査研究活動に係る支出が用途基準に合致するかどうかを判断するに当たっては、各議員の活動の

自主性を尊重することも考慮すべきであるから、その活動が市政に関連するものであるか否かについての判断を含めて、その活動の具体的内容の当否を問題とするのではなく、整理保管を義務付けられているところの会計帳簿や領収書その他の関係書類の記載事項を基礎的な判断材料として、可能な限り一般的、外形的に判断するのが相当である。(以上、平成19年(行ウ)第5号 同22年3月26日青森地裁判決)」との考え方を踏まえた「政務活動費支出の適否についての具体的判断基準」を設け、この監査基準(別紙第2のとおり)に基づき、請求人が違法と主張する支出について、不適切かどうかを確認することとした。

(2) 不当利得返還義務について

本市の政務調査費返還請求に係る近時の裁判例によると、不当利得返還義務として、違法支出と認めた額から「調査研究に資するため必要な経費」に充当している自己資金額を控除した額に対し、返還すべき義務を負うと判示していることから、今回の監査においてもこれを採用するものとした。

(3) 人件費及び事務所費の按分について

本市の政務調査費返還請求(人件費及び事務所費)に係る近時の裁判例を見ると、平成24年(行コ)第16号 同25年7月3日名古屋高裁判決(平成27年1月15日原告不受理決定)では、人件費及び事務所費に政務調査費を全額充当することを認めず、2分の1を違法な支出と判断している。一方、平成25年(行ウ)第5号 同26年11月11日金沢地裁判決では、事務所費に政務調査費を全額充当することを認め、平成24年(行ウ)第5号 同27年3月26日金沢地裁判決では、人件費及び事務所費に政務調査費を全額充当することも認める判断をしている。

すなわち、それぞれの下級裁判所で相反する判断がなされていること、また、特定の事件に対する裁判所の判断であって、最高裁判所の判例のように他の事件にも適用することができる一般性を有し、かつ拘束力のあるものではないことを踏まえ、人件費及び事務所費の按分に係る前記裁判所の判断については、今回の監査基準に考慮しないものとした。

(4) 福田太郎議員

請求人は、「主な違法支出は、調査研究費支出でのタクシー代領収書等の記載がないこと、研修費支出の用途不明及び広報費の目的外支出である。」と主張しているが、請求人が違法支出であると主張した調査研究費支出、研修費支出及び広報費支出について、そのすべての支出に係る添付書類を確認し、監査基準と照らし合わせたところ、一部を除き、政務活動のために必要な経費としての支払いの事実が認められた。

よって、これらの支出は、以下に記載する事項を除き、不適切とはいえないので、請求人の主張には理由がない。

金沢中央ライオンズクラブの会費(6件、計270,340円)については、運用の手引きでは、政務活動費を充てることができない経費の具体的事例として、「ライオンズクラブの会費」を挙げていることから、これを採用した監査基準に照らし合わせても、不適切な支出に当たると判断した。

タクシー代(19件、計447,595円)については、運用の手引きでは、利用区間、利用目的を領収書等に明記するよう求め、駐車場代(2件、計2,000円)については、運用の手引きでは、利用目的等を明記するよう求めているが、領収書等を確認したところ、利用区間の記載はなく、利用目的も「政務活動会合出席」等と補記してあったものの、その記述は具体的ではなかった。関係人調査を行ったところ、「具体的な用途等を確認するため調査しましたが、確認することができなかった。」との回答があったことから、運用の手引きを採用した監査基準に照らし合わせても、不適切な支出に当たると判断した。

はがき購入代(1件、29,700円)については、領収書に添付されているはがきの写しを確認したところ、新年互礼会の案内状との外形的事実があることから、不適切な支出に当たると判断した。

しかし、同調査において、金沢中央ライオンズクラブの会費については、誤って充当していたとして、タクシー代及び駐車場代については、具体的な用途等の確認ができなかったとして、収支報告書等を訂正し議長に再度提出するとともに、残金については返還するとの回答があり、そのとおり所要の手続きが行われていることを確認した。また、はがき購入代についても、誤って充当していたとして、上記手続きと同様の処理を行っていることを確認した。すなわち、不適切な支出と判断した額(749,635円)は、自己資金の額(123,276円)を上回っているが、超過した額(626,359円)は返納する旨、収支報告書等の訂正を行っており、また、これを受けて、本市においても歳入の調定、納入通知書の送付を行っている。したがって、返納の手続きは完了しており、議員の不当利得により本市に損害を与えているとはいえない。

(5) 野本正人議員

請求人は、「主な違法支出は、調査研究費支出でのタクシー代領収書等の記載不備、広報費及び人件費では按分充当支出がなされていないことである。」と主張しているが、請求人が違法支出であると主張した調査研究費支出、広報費支出及び人件費支出について、そのすべての支出に係る添付書類を確認し、監査基準と照らし合わせたところ、政務活動のために必要な経費としての支払いの事実が認められた。また、広報費及び人件費については、使途基準や運用の手引きに按分充当しなければならない旨の記載はない。請求人が陳述で取り上げたタクシー利用代についても、運用の手引きでは、利用区間、利用目的を領収書等に明記するよう求めているが、領収書等を確認したところ、適切に処理されていることを確認した。なお、領収書に記載要件の記載がないとの主張については、運用の手引きで「領収書等」とあるように別紙記載も認めており、また、研修会資料の添付がないとの主張についても、条例、規則及び運用の手引きで、当該資料の添付を義務付けておらず、記載不備には当たらない。

よって、これらの支出は不適切とはいえないので、請求人の主張には理由がない。

(6) 粟森慨議員

請求人は、「違法支出は、広報費が按分充当支出ではないこと、会議費支出が目的外支出及び人件費では按分充当支出がなされていないことである。」と主張しているが、請求人が違法支出であると主張した広報費支出、会議費支出及び人件費支出について、そのすべての支出に係る添付書類を確認し、監査基準と照らし合わせたところ、政務活動のために必要な経費としての支払いの事実が認められた。また、広報費及び人件費については、使途基準や運用の手引きに按分充当しなければならない旨の記載はない。請求人は陳述で、「運用の手引きのその他の例には、「会議に伴う懇談会に係る会費」を定めているが、この定めは認められない。飲食を主目的とする会合は、運用の手引きでも認めていないことから明らかである。」と主張しているが、政務活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを示す客観的事実を明らかにしていない。

よって、これらの支出は不適切とはいえないので、請求人の主張には理由がない。

(7) 清水邦彦議員

請求人は、「違法支出は、広報費が按分充当支出ではないこと、資料作成費支出では目的外支出であるし、按分充当支出もなされていないことである。」と主張しているが、請求人が違法支出であると主張した広報費支出及び資料作成費支出について、そのすべての支出に係る添付書類を確認し、監査基準と照らし合わせたところ、一部を除き、政務活動のために必要な経費としての支払いの事実が認められた。また、広報費及び資料作成費については、使途基準や運用の手引きに按分充当しなければならない旨の記載はない。請求人は陳述で、「資料作成費は、議員が行う活動のために必要な図書、資料などの購入に要する経費であり、当該支出に該当しない。」と主張しているが、条例別表によると、資料作成費は、「議員が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費」となっており、また、資料作成費に計上したものは、市政報告書印刷製本代であるが、運用の手引きにおいて、印刷製本代の支出を認めていることから、支出費目の計上に明らかな誤りがあるとはいえない。

よって、これらの支出は、以下に記載する事項を除き、不適切とはいえないので、請求人の主張には理由がない。

中の湯清水旅館会場使用料（1件、25,000円）については、関係人調査を行ったところ、当該議員から、中の湯清水旅館の代表役員を務めているとの回答があった。運用の手引きでは、議員本人及び3親等以内の親族並びに同居人が代表者である法人に対して支出できないとしていることから、これを採用した監査基準に照らし合わせても、不適切な支出に当たると判断した。

しかし、本件については、同調査において、誤って充当していたとして、収支報告書等を訂正し議長に再度提出したとの回答があり、そのとおり所要の手続きが完了していることを確認した。すなわち、不適切な支出と判断した額（25,000円）は、自己資金の額（82,418円）を下回っているから、議員の不当利得により本市に損害を与えているとは認められない。

(8) 高岩勝人議員

請求人は、「違法支出は、調査研究費の海外行政視察旅費の観光目的が明らかな2日分の支出相当額及び研修費支出の目的外支出である。」と主張しているが、請求人が違法支出であると主張した調査研究費支出及び研修費支出について、そのすべての支出に係る添付書類を確認し、監査基準と照らし合わせたところ、一部を除き、政務活動のために必要な経費としての支払いの事実が認められた。請求人は陳述で、「研修費は17支出あるが、研修費に該当しないので、これらの支出すべてが違法支出である。」と主張し、また、一支出の例を

挙げて、これに添付されている海外・県外政務活動報告書の記載内容からも政務活動のために必要な活動経費には該当しないと主張しているが、政務活動のための支出として合理性ないし必要性を欠いていることを示す客観的事実を明らかにしていない。

よって、これらの支出は、以下に記載する事項を除き、不適切とはいえないので、請求人の主張には理由がない。

海外行政視察旅費（1件、269,878円）については、支出に係る添付書類を確認したところ、視察の日程表において、全9日間うち2日間は観光となっていた。関係人調査を行ったところ、誤って全額充当していたとの回答があったことから、運用の手引きを採用した監査基準に照らし合わせても、請求人が主張する当該支出額の9分の2相当額（59,972円）は不適切な支出に当たると判断した。

しかし、本件については、同調査において、収支報告書等を訂正し議長に再度提出したとの回答があり、そのとおり所要の手続きが完了していることを確認した。すなわち、不適切な支出と判断した額（59,972円）は、自己資金の額（300,524円）を下回っているから、議員の不当利得により本市に損害を与えているとは認められない。

(9) 松村理治議員

請求人は、「違法支出は、人件費及び事務所費での按分充当支出がなされていないことである。」と主張しているが、請求人が違法支出であると主張した人件費支出及び事務所費支出について、そのすべての支出に係る添付書類を確認し、監査基準と照らし合わせたところ、一部を除き、政務活動のために必要な経費としての支払いの事実が認められた。また、人件費については、使途基準や運用の手引きに按分充当しなければならない旨の記載はなく、事務所費については、運用の手引きでは「各活動の実態に応じて按分して充当する必要がある。」とされ「事務所の形態に応じた政務活動費充当限度額（按分率の上限）の基準」を示しているが、政務活動専用事務所における事務所経費については、その全額の充当が認められており、請求人においても政務活動専用事務所ではないことを示す客観的事実を明らかにしていない。

よって、これらの支出は、以下に記載する事項を除き、不適切とはいえないので、請求人の主張には理由がない。

年賀はがきの購入（2件、計21,000円）については、運用の手引きでは、政務活動費を充てることができない経費の具体的事例として、「年賀状等の購入・印刷経費」を挙げていることから、これを採用した監査基準に照らし合わせても、不適切な支出に当たると判断した。

インク代他（1件、5,419円）については、支出に係る添付書類を確認したところ、領収書金額（5,149円）を上回る額を政務活動費として充当していた。よって、領収書金額を超過した額（270円）は不適切な支出に当たると判断した。

しかし、これらの件については、関係人調査において、いずれも誤って充当していたとして、収支報告書等を訂正し議長に再度提出したとの回答があり、そのとおり所要の手続きが完了していることを確認した。すなわち、不適切な支出と判断した額（21,270円）は、自己資金の額（88,961円）を下回っているから、議員の不当利得により本市に損害を与えているとは認められない。

(10) 田中展郎議員

請求人は、「主な違法支出は、人件費及び事務所費での按分充当支出がなされていないことである。」と主張しているが、請求人が違法支出であると主張した人件費支出及び事務所費支出について、そのすべての支出に係る添付書類を確認し、監査基準と照らし合わせたところ、政務活動のために必要な経費としての支払いの事実が認められた。また、人件費については、使途基準や運用の手引きに按分充当しなければならない旨の記載はなく、事務所費については、運用の手引きでは「各活動の実態に応じて按分して充当する必要がある。」とされ「事務所の形態に応じた政務活動費充当限度額（按分率の上限）の基準」を示しているが、政務活動専用事務所における事務所経費については、その全額の充当が認められており、請求人においても政務活動専用事務所ではないことを示す客観的事実を明らかにしていない。

よって、これらの支出は不適切とはいえないので、請求人の主張には理由がない。

(11) 上田章議員

請求人は、「違法支出は、調査研究費の目的外支出となる年会費支出である。」と主張しているが、請求人が違法支出であると主張した調査研究費支出について、そのすべての支出に係る添付書類を確認し、監査基準と照らし合わせたところ、政務活動のために必要な経費としての支払いの事実が認められた。請求人は陳述で、

「15番から21番の各推進協議会調査研究費の7支出については、違法支出であると推認させる外形的事実がある」と主張しているが、添付書類を確認したところ、政務活動費の本来の用途及び目的に違反する支出であることを推認させる外形的事実は認められなかった。

よって、これらの支出は不適切とはいえないので、請求人の主張には理由がない。

(12) 下沢広伸議員、麦田徹議員及び喜多浩一議員

請求人は、「違法支出は、広報費が按分充当支出ではないことである。」と主張しているが、請求人が違法支出であると主張した広報費支出について、そのすべての支出に係る添付書類を確認し、監査基準と照らし合わせたところ、政務活動のために必要な経費としての支払いの事実が認められた。また、広報費については、用途基準や運用の手引きに按分充当しなければならない旨の記載はない。

よって、これらの支出は不適切とはいえないので、請求人の主張には理由がない。

(13) 木下和吉議員及び小阪栄進議員

請求人は、「違法支出は、人件費が按分充当支出ではないことである。」と主張しているが、請求人が違法支出であると主張した人件費支出について、そのすべての支出に係る添付書類を確認し、監査基準と照らし合わせたところ、政務活動のために必要な経費としての支払いの事実が認められた。また、人件費については、用途基準や運用の手引きに按分充当しなければならない旨の記載はない。

よって、これらの支出は不適切とはいえないので、請求人の主張には理由がない。

(14) 遅延損害金について

請求人は、「前金払である平成25年度政務活動費を精算すべき期日の翌日となる平成26年5月1日から支払済みまで民法で定められている年5分の割合による遅延損害金を金沢市へ支払うように」と主張しているが、本市の政務調査費返還請求（遅延損害金）に係る最近の裁判例では、「政務調査費の支出が用途基準に適合しないときに会派又はその所属議員が負う返還義務の法的性格は不当利得返還義務であると解されるのであり、これは期限の定めのない債務（民法412条3項）に当たる。したがって、政務調査費の返還義務を負う議員は、具体的な履行請求を受けない限り、遅延損害金を支払う義務を負わないところ、本件で返還義務を負う議員が具体的な履行請求を受けたと認めるに足る証拠はないから、遅延損害金は生じない。原告は、本件条例10条2項を根拠に、平成23年5月1日が遅延損害金の起算点であると主張するものと解されるが、返還の原因が不当利得であるか任意であるかを問わず、同条同項が政務調査費を返還する際の履行期をも定めた規定であると解することはできない。（平成24年（行ウ）第5号 同27年3月26日金沢地裁判決）」と判示しており、過去の裁判例においても同様に遅延損害金の請求を認めない判断をしている。請求人は、本件請求で返還義務を負う議員が具体的な履行請求を受けたと認めるに足る証拠を明らかにしておらず、また、条例第10条第2項は政務活動費を返還する際の履行期を定めた規定であると解することはできないことから、請求人の主張には理由がないものと判断した。

(15) その余の主張について

請求人が主張する「規則第5条で定める様式第4号の「その他（預金利子等）」の定めは無効である。」「運用の手引きは、金沢市議会が作成したものであるにもかかわらず、法が規定する「議員の調査研究その他の活動に資する」経費と認められない支出についても定めている。上記1（請求人の主張要旨ア）記載の政務活動に要する経費及び法に抵触する手引きの定めは、違法な定めであり、当該定めは、すべて無効である。」「運用の手引きには「(主な例)」における「広報費」の「茶菓子代」、「その他の例」では「研修費」の「研究会の」「お茶代」及び「研究会に伴う懇談会に係る会費」、「会議費」の「会議費の」「お茶代」及び「会議に伴う懇談会に係る会費」、及び「事務所費」の「事務所内の会合等において提供される茶菓子代」との定めもある。しかしながら、上記定めは、飲食代金であるから、政務活動に要する経費とは認められない。」については、いずれも自治法第242条第1項に規定する、住民監査請求の対象とする「行為又は怠る事実」には該当しないものと解した。

(16) 関係職員の怠る事実の存否

議会事務局では、平成25年度政務活動費収支報告書の収入支出項目の金額の合計に誤りがないかなど、事務的な確認を行っており、残額が発生している議員に対しては、条例第13条の規定により返還請求を行っている。

今回の住民監査請求に係る監査を実施したところ、一部に不適切な支出が認められたが、返還請求の勧告をするまでには至らないことから、市長及び関係職員に不当利得の返還請求を怠る事実が存するとはいえない。

(17) 結論

以上のとおり、一部に不適切な支出が認められたが、その額は自己資金額より少ないか、又は、自己資金額を上回ったものについても、その超過した額に係る返納の手続きは既に完了しており、議員の不当利得により本市に損害を与えているとはいえず、返還請求すべき額が認められないことから、請求人の措置請求には理由がないものと判断し、請求を棄却する。

3 意見

監査の結果については、以上のとおりであるが、今回の監査を通じて次のとおり意見を付する。

市議会においては、地方自治法の一部改正（平成24年9月公布）に基づく条例改正に併せて、「金沢市議会政務調査費運用の手引き」を基に、「金沢市議会政務活動費運用の手引き」を定めるとともに、市民への公開を行い、また、本年4月には当該運用の手引きを見直すなど、透明性の向上に努めている。

しかし、今回、監査対象となった平成25年度政務活動費については、前述のとおり返還請求の勧告までには至らなかったものの、不適切な支出と認定したのもあったことを踏まえ、以下の点に留意されたい。

(1) 運用の手引きの周知徹底について

「金沢市議会政務活動費運用の手引き」は、政務活動費の取扱いの基本指針を示すものとして、市議会が自ら定め、活用していることを踏まえると、用途の透明性を確保するうえでその重要性は高いものとする。

今回、運用の手引きに定める政務活動費を充てることができない経費について計上している例や、運用の手引きで求めている領収書等への補記が不十分な例が見受けられたことから、議長においては、議員に対し、改めて運用の手引きの取扱いについて周知徹底を図られたい。

(2) 提出書類の点検とチェック体制の強化について

本市の政務活動費の交付対象は議員であり、政務活動費の執行結果については、交付を受けた議員が会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを収支報告書に添付して議長に提出することになっている。

議員においては、政務活動費に係る条例、規則、運用の手引きを遵守し適正に執行するとともに、議長に収支報告書等を提出する際には、その計上に誤りがないかなど、提出書類の精査に取り組まれたい。

また、議会事務局においては、議長に提出された収支報告書等の点検など確認作業を行っており、その役割は重要であることから、更なるチェック体制の強化に努められたい。

(3) 政務活動費のあり方について

政務活動費は公金をもって支出されることから、その用途については、適正性はもちろん、高い透明性が求められる。

市議会においては、他の自治体の基準や取り組み、また判例等を参考に、適宜、運用の手引きを見直すなど、透明性の確保に不断に努めるとともに、用途に関して説明責任を十分に果たし、市民の信頼に答えるよう強く要望する。

(別紙第1)

職員措置請求書

－金沢市長に対する措置請求－

※原文のまま掲載し、事実証明書の掲載は省略した。

第1 請求の趣旨

1 政務活動費は、地方自治法第100条第14項乃至第16項の規定（以下「法」という。）に基づく金沢市議会政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）において規定された政務活動に要する経費に用途が限定されている。

条例に基づき、金沢市長は、金沢市議会の議員に対し、前金で、特例支出の前金払としての政務活動費を交付している。

金沢市政務活動費を交付された議員は、政務活動に要する経費と条例で規定された経費の支出について「政務活動費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写し」を添付した政務活動費の収支報告書を、「毎年4月30日までに」「議長に提出しなければならない。」

公金である政務活動に要する経費ではない経費の支出及び政務活動に要する経費を逸脱した支出であると前金

払であるために後日判明した経費支出があった場合、当該支出は目的外の違法支出であるから、当該政務活動費支出相当額は金沢市へ返還しなければならない。

- 2 ところで、条例第10条第1項が規定する収支報告書に係る金沢市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則第5条で定める様式第4号は、「収入」を「政務活動費」及び「その他（預金利子等）」の2項目としている。

政務活動費は、公金を前金払交付した支出であるものの、議員の第2議員報酬ではないのであるから議員が預金するための公金支出ではない。預金目的とする公金支出は認められない。

よって、上記「収入」とする「その他（預金利子等）」の定めは、無効である。

- 3 金沢市議会政務活動費運用の手引き（以下「手引き」という。）は、金沢市議会が作成したものであるにもかかわらず、法が規定する「議員の調査研究その他の活動に資する」経費と認められない支出についても定めている。

上記1記載の政務活動に要する経費及び法に抵触する手引きの定めは、違法な定めであり、当該定めは、すべて無効である。

また、手引きの定める経費であっても「議員の調査研究その他の活動に資する」経費と認められない支出があった場合も、当該支出は違法支出である。

- 4 条例の「調査研究費」は「議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費」と規定し、手引きの「調査研究費」の「内容」は「議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費／（主な例）資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等」と定めている。

条例の「研修費」は「議員が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会の参加に要する経費」と規定し、手引きの「研修費」の「内容」は、「議員が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会の参加に要する経費／（主な例）講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等」と定めている。

条例の「広報費」は「議員が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費」と規定し、手引きでの「広報費」の「内容」は、「議員が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費／（主な例）広報紙・報告書等印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等」と定めている。

条例の「会議費」は「議員が行う各種会議及び団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費」と規定し、手引きでの「会議費」の「内容」は、「議員が行う各種会議及び団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費／（主な例）会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等」と定めている。

条例の「資料作成費」は「議員が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費」と規定し、手引きでの「資料作成費」の「内容」は、「議員が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費／（主な例）印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等」と定めている。

条例の「人件費」は「議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費」と規定し、手引きでの「人件費」の「内容」は、「議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費／（主な例）給料、手当、賃金等」と定めている。

条例の「事務所費」は「議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費」と規定し、手引きでの「事務所費」の「内容」は、「議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費／（主な例）事務所の賃借料、維持管理費、備品購入費、文書通信費、事務機器の購入、リース代等」と定めている。

「その他の例」において、「タクシー料金」の括弧書きは調査研究費、研修費及び会議費では「（利用区間、利用目的を（領収書等に）明記）」と定めている。

「（主な例）」における「広報費」の「茶菓子代」、「その他の例」では「研修費」の「研究会の」「お茶代」及び「研究会に伴う懇談会に係る会費」、「会議費」の「会議費の」「お茶代」及び「会議に伴う懇談会に係る会費」及び「事務所費」の「事務所内の会合等において提供される茶菓子代」との定めもある。しかしながら、上記定めは、飲食代金であるから、政務活動に要する経費とは認められない。

「政務活動費を充てることができない経費の具体的事例」としては、「政党の活動に係る経費」、「慶弔費その他の交際費的経費」、「選挙活動に係る経費」、「後援会活動に係る経費」、「飲食を主目的とする経費」、「党派等又は個人の資産形成に係る経費」、「政務活動以外の公費支出と重複する支出に係る経費」、「公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他の法令等の制限に抵触する経費」及び「用途不明の支出に係る経費」を定め、当該各経費の具体的内容についても定めている。

- 5 手引き17頁29行目乃至31行目は、「議員活動は、政務活動と他の活動が渾然一体となっている場合があること

から、事務所経費への政務活動費の充当に当たっては、各活動の実態に応じて按分して充当する必要があります。」と指摘した上で、18頁乃至19頁の部分において、「③事務所経費への充当限度額」、「④事務所における活動実績の割合（推計）により按分率を算出する際の基準例」及び「(4)事務機器等の備品の購入費及び賃借料」と、具体の按分算式を定めている。

「議員活動は、政務活動と他の活動が渾然一体となっている」事実は重要である。

すなわち、手引きは事務所経費だけに政務活動費を按分する算式を定めているのであるが、事務所費同様、「議員が行う活動」経費である「広報費」、「資料作成費」及び「人件費」の政務活動費の具体的経費支出においても、按分充当支出が合理的である。

その根拠は、全国各地の裁判例において多数みられる合理的判断がなされていることにおいて明らかにされており、本年1月15日に確定した平成24年(行コ)第16号 政務調査費返還請求控訴事件の名古屋高等裁判所平成25年7月3日判決においても、全国各地の裁判例同様の合理的判断がなされている。

6 情報公開請求により開示された平成25年度の政務活動費収支報告書、政務活動費出納簿及び領収書その他の支出を証する書類を検討したところ、主な違法支出は、以下のとおりである。

- (1) 福田太郎議員の主な違法支出は、調査研究費支出でのタクシー代領収書等の記載がないこと、研修費支出の用途不明及び広報費の目的外支出である。
- (2) 野本正人議員の主な違法支出は、調査研究費支出でのタクシー代領収書等の記載不備、広報費及び人件費では按分充当支出がなされていないことである。
- (3) 栗森 慨議員の違法支出は、広報費が按分充当支出ではないこと、会議費支出が目的外支出及び人件費での按分充当支出がなされていないことである。
- (4) 清水邦彦議員の違法支出は、広報費が按分充当支出ではないこと、資料作成費支出では目的外支出であるし、按分充当支出もなされていないことである。
- (5) 高岩勝人議員の違法支出は、調査研究費の海外行政視察旅費の「観光」目的が明らかな2日分の支出相当額及び研修費支出の目的外支出である。
- (6) 松村理治議員の違法支出は、人件費及び事務所費での按分充当支出がなされていないことである。
- (7) 田中展郎議員の主な違法支出も、人件費及び事務所費での按分充当支出がなされていないことである。
- (8) 上田 章議員の違法支出は、調査研究費の目的外支出となる年会費支出である。
- (9) 下沢広伸議員の違法支出は、広報費が按分充当支出ではないことである。
- (10) 麦田 徹議員の違法支出も、広報費が按分充当支出ではないことである。
- (11) 喜多浩一議員の違法支出も、広報費が按分充当支出ではないことである。
- (12) 木下和吉議員の違法支出は、人件費が按分充当支出ではないことである。
- (13) 小阪栄進議員の違法支出も、人件費が按分充当支出ではないことである。

7 各議員の違法支出額は、以下のとおりである。

- (1) 福田太郎議員 107万2243円
- (2) 野本正人議員 99万6320円
- (3) 栗森 慨議員 113万9510円
- (4) 清水邦彦議員 69万8545円
- (5) 高岩勝人議員 68万4419円
- (6) 松村理治議員 49万8670円
- (7) 田中展郎議員 61万8377円
- (8) 上田 章議員 30万6997円
- (9) 下沢広伸議員 49万6969円
- (10) 麦田 徹議員 48万8575円
- (11) 喜多浩一議員 41万1367円
- (12) 木下和吉議員 38万3800円
- (13) 小阪栄進議員 49万8463円

8 請求人は、金沢市監査委員に対し、上記議員に対して、当該議員の違法支出額及び前金払である平成25年度政務活動費を精算すべき期日の翌日となる平成26年5月1日から支払済みまで民法で定められている年5分の割合による遅延損害金を金沢市へ支払うように、金沢市長に勧告することを請求する。

以上、地方自治法第242条第1項の規定により、別紙事実証明書を添えて必要な措置を講ずることを求める。

第2 請求人

金沢市小坂町西61番地7 林木 則夫

第3 事実証明書

- 1 福田太郎議員の調査研究費、研修費及び広報費
- 2 野本正人議員の調査研究費、広報費及び人件費
- 3 粟森 慨議員の広報費、会議費及び人件費
- 4 清水邦彦議員の広報費及び資料作成費
- 5 高岩勝人議員の調査研究費及び研修費
- 6 松村理治議員の人件費及び事務所費
- 7 田中展郎議員の人件費及び事務所費
- 8 上田 章議員の調査研究費
- 9 下沢広伸議員の広報費
- 10 麦田 徹議員の広報費
- 11 喜多浩一議員の広報費
- 12 木下和吉議員の人件費
- 13 小阪栄進議員の人件費

(別紙第2)

政務活動費支出の適否についての具体的判断基準

I 基本的事項

1 政務活動費を充てることができない経費

○条例別表の備考2	○運用の手引き(具体的事例)
1 政党の活動に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・党費、党大会の参加費、党大会の賛助金、党大会参加に係る経費等 ・政党の広報紙・パンフレット・ビラ等の印刷及び発送等に要する経費 ・政党組織の事務所経費(人件費を含む。) ・その他自己の所属する政党活動、県連(政党等)活動に係る経費等
2 慶弔費その他の交際費の経費	<ul style="list-style-type: none"> ・慶弔電報代、香典、祝金、寸志等の冠婚葬祭に係る経費 ・病気見舞い、餞別、中元・歳暮、年賀状等の購入・印刷経費 ・宗教活動に係る経費 ・専ら個人的な立場において支出すべき会費 (町内会費、PTA会費、婦人会費、老人会費、商工会会費、同窓会費、ライオンズクラブ・ロータリークラブの会費等) ・各種団体への寄付金、支援金等 ・政党のパーティー及び政治資金パーティー出席経費 ・親睦を目的とする会合の会費 ・レクリエーション経費
3 選挙活動に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・選挙ビラ等の作成・発送に係る経費 ・選挙活動に係る事務所経費(人件費を含む。) ・その他選挙運動及び選挙活動に係る経費
4 後援会活動に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・後援会の広報紙等の作成・発送に係る経費 ・後援会活動に係る事務所経費(人件費を含む。) ・その他後援会活動に係る経費

5 飲食を主目的とする会合の飲食に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・新年会、忘年会等の飲食を主目的とする会合への出席費用 ・会派や議員間の私的な懇談会等への出席費用 ・会議と連続しない懇談会等のみへの出席費用 ・社会通念上「市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動」を行うのに不適切な場所での飲食経費（居酒屋、温泉レジャー施設など）
6 会派等又は個人の資産形成に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・事務所（駐車場含む。）の土地建物の購入経費、建築工事費、修繕費（事務所の維持に必要な小規模な修繕を除く。） ・自動車、バイク、自転車等の購入経費 ・購入車両の維持管理経費（自動車税、車検代、保険料、修理代、洗車代） ・カーナビ購入費（リース車両に設置されたもの以外） ・自宅事務所の賃料
7 政務活動費以外の公費支出と重複する支出に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会等の視察旅費との重複 ・費用弁償支給対象日に登退庁するための交通費（タクシー代、ガソリン代等）との重複
8 公職選挙法（昭和25年法律第100号）その他の法令等に抵触する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・公職選挙法第199条の2の寄附に該当する経費 ・祭りへの寄附や差し入れ ・地域の行事やスポーツ大会への飲食物の差し入れ ・町内会の集会や旅行などの催し物への寸志や飲食物の差し入れ ・各団体等からの案内（催し物、会合等）に対する寄附行為 ただし、参加者全員が会費を負担している場合に、同額を負担する場合を除きます。 ・後援団体の落成式や開店祝い、葬儀の花輪
9 使途不明の支出に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> ・領収書に「品代」などと記載され、何に使われたか不明のもの ・領収書を紛失するなど、何の経費に充てられたか具体的に説明できない支出

2 領収書等添付義務付け

【条例、規則】

○条例第10条

政務活動費の交付を受けた議員は、規則で定める政務活動費に係る収入及び支出の報告書を作成し、政務活動費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付して、議長に提出しなければならない。

○条例別表の備考2

政務活動費を充てることができない経費は、次のとおりとする。

(9) 使途不明の支出に係る経費

【運用の手引き】

○参考 領収書等のチェック要領

	項 目	注 意 事 項
1	日 付	領収した日が記載してあること。 *ただし、日付欄のない定期購読の新聞領収書にあつては、支払った日を補記すること。
2	あ て 名	議員名が記載してあること（議員から集めた会派共用費を支出する場合のあて名は、会派名または会計担当者の議員名とする。）。 *あて名のないもの、上様となっているもの、後援会の名前になっているものなど

		は不可 (※)あて名が〇〇〇〇事務所(後援会事務所を除く。)となっているものであっても、申立書等により政務活動のために支出したことが確認されたものについては、政務活動費の充当を認める。
3	発 行 者	記名押印がされていること。 *機械発行の領収書については、発行者名が印字されていれば押印が無くても可
4	金 額	支出した金額が記載してあること。
5	但 書 き	何の代金か明確に記載してあること。 *お品代、商品代など具体名のないものは不可。ただし、別紙により明細など具体名の内訳が示されているものは可 (※)但書きが記載されていないものであっても、他の添付書類等からその内容を類推することが可能な場合は、政務活動費の充当を認める。
6	印 紙	領収書の記載金額3万円以上(消費税の金額が明確に記載してある場合には消費税を除いた金額)の場合に貼付してあること。また、消印されていること。 (※)印紙が貼付されていないものであっても、その他の項目により、支払事実が確認できるものは、政務活動費の充当を認める。
7	記 載 事 項 の 訂 正	訂正箇所(金額を除く)にもとの記載が読めるようにして二本線を引き、正しい記載をしたうえで、発行権限者又は取扱者の押印(訂正印)、もしくは取扱者のサインがしてあること。 *記載事項の訂正は相手方に行わせること。
8	銀 行 等 の 振 込 金 受 取 書	銀行等の振込金受取書(A T M利用明細票など)は、日付、依頼人(議員名)、受取人及び金額が記載されていることに加え、明細の記された請求書の写しを合わせて添付することや内容を領収書等添付用紙に補記するなど用途(内容)が明確なものに限り、領収書に代えることができる。
9	預 金 通 帳 の 写 し (クレジットカード の 明 細 の 写 し)	自動振替している経費がある場合、預金通帳の表紙及び該当ページの写しと支払い対象の内容がわかる証票や書類の写しを合わせて提出すること。クレジットカードの明細も同様。
10	レ シ ー ト	レシートは、日付、あて名、発行者、品目及び金額の記載があるものについては、これを領収書として取り扱うことができる。 *あて名欄が無いレシートはレシートにあて名を補記する。

補記は、発行者が記載したものと区別するため、鉛筆で原本に記入すること。

II 費目別用途基準

1 調査研究費

【条例、規則】

○条例別表(第8条関係)「政務活動費用途基準」

議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費

【運用の手引き】

(主な例)

- ・資料印刷費、調査委託費、文書通信費、交通費、宿泊費等

その他の例

- ・施設入館料
- ・遠方の調査研究に係る自家用車燃料費

領収書の金額を按分する必要がある場合は、
(燃料費(=単価(円/ℓ)×走行距離(km)÷燃費(km/ℓ))で計算します。目的、経路、活動内容

は報告書に記載します。この燃料費は共通経費の燃料費とは別に申告できます。)

- ・タクシー料金（利用区間、利用目的を領収書等に明記）
- ・駐車料金（利用目的等を明記）
 - ただし、自動車等の月極駐車料金は認められません。
- ・高速代、有料道路使用料（利用区間、目的等を明記）
- ・海外旅費
- ・研究会の会場費、講師謝金、お茶代
- ・機材借上費（プレゼンテーション用パソコンの借り上げ等）
- ・研究会への参加費、出席者負担金
- ・研究会に伴う懇談会に係る会費

※1 調査視察旅費は、旅費条例に準拠した額を上限とします。

※2 調査視察旅費についても、実費弁償の原則が適用されますので、領収書の総額が旅費条例に準拠した額を下回った場合、その額が、政務活動費の申告額となります。

※3 海外旅費は、年間4回以内で年間限度額を60万円とします。

なお、「年間」とは、交付年度の4～3月の1年間となります。

→第4章 2（5）海外・県外での政務活動に係る政務活動費を参照してください。

※4 研究会の会場で購入した資料やテキストは、調査研究費で計上するものとします。それ以外は資料購入費で計上してください。

2 研修費

【条例、規則】

○条例別表（第8条関係）「政務活動費使途基準」

議員が研修会を開催するために必要な経費及び団体等が開催する研修会の参加に要する経費

【運用の手引き】

（主な例）

- ・講師謝金、会場費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等

その他の例

- ・機材借上費（プレゼンテーション用パソコンの借り上げ等）
- ・資料印刷費、お茶代
- ・出席者負担金
- ・遠方の研修会に参加した場合の自家用車燃料費

領収書の金額を按分する必要がある場合は、

$(\text{燃料費} (= \text{単価} (\text{円}/\ell) \times \text{走行距離} (\text{km}) \div \text{燃費} (\text{km}/\ell))$ で計算します。目的、経路、活動内容は報告書に記載します。この燃料費は共通経費の燃料費とは別に申告できます。)

- ・駐車料金（利用目的等を明記）
- ・タクシー料金（利用区間、利用目的を明記）
- ・高速代、有料道路使用料（利用区間、目的等を明記）
- ・政党・政治団体が主催する研修会の参加費（出席者負担金）は、市政と密接な関係があり、研修会としての実質がある場合のみ認めます。
- ・パソコン講座の受講料は、個人の資質の向上を目指すものであり、研修費に当たりません。
- ・研修会に伴う懇談会に係る会費

※1 研修会場で購入した資料やテキストは、研修費で計上するものとします。それ以外は資料購入費で計上してください。

3 広報費

【条例、規則】

○条例別表（第8条関係）「政務活動費使途基準」

議員が行う活動及び市政について市民に報告するために要する経費

【運用の手引き】

(主な例)

- ・ 広報紙・報告書等印刷費、会場費、茶菓子代、文書通信費、交通費等

その他の例

- ・ 広報活動のため開催する会の機材借上費
- ・ 広報紙・議会報告・活動報告の編集作成費
- ・ 議会活動、政策等の広報用ポスター作成費
- ・ ホームページ作成料・管理費用
- ・ 広報紙発送費用（文書通信費を除く）

※1 印刷費は製本費用も含まれます。

4 会議費

【条例、規則】

- 条例別表（第8条関係）「政務活動費使途基準」

議員が行う各種会議及び団体等が開催する意見交換会等各種会議への議員の参加に要する経費

【運用の手引き】

(主な例)

- ・ 会場費、資料印刷費、交通費、宿泊費、文書通信費、参加費等

その他の例

- ・ 機材借上費（プレゼンテーション用パソコンの借り上げ等）、お茶代
- ・ 遠方での会議に参加した場合の自家用車燃料費
領収書の金額を按分する必要がある場合は、
領収書の金額を按分する必要がある場合は、
（燃料費（＝単価（円／ℓ）×走行距離（km）÷燃費（km／ℓ））で計算します。目的、経路、活動内容は報告書に記載します。この燃料費は共通経費の燃料費とは別に申告できます。）
- ・ 駐車料金（利用目的等を明記）
- ・ タクシー料金（利用区間、利用目的を明記）
- ・ 高速代、有料道路使用料（利用区間、目的等を明記）
- ・ 会議に伴う懇談会に係る会費

5 資料作成費

【条例、規則】

- 条例別表（第8条関係）「政務活動費使途基準」

議員が行う活動のために必要な資料の作成に要する経費

【運用の手引き】

(主な例)

- ・ 印刷製本代、翻訳料、事務機器購入、リース代等

その他の例

- ・ 原稿料
- ・ 資料作成に係るフィルム代、現像代
- ・ 事務機器の購入費又は賃借料（資料作成に係るものに限る）は、事務所費を計上しない場合、ここで支出してください。

6 人件費

【条例、規則】

○条例別表（第8条関係）「政務活動費使途基準」

議員が行う活動を補助する職員を雇用する経費

【運用の手引き】

(主な例)

- ・給料、手当、賃金等

その他の例

- ・交通費

※1 職員の雇用については、様式第2号に記載し提出してください。

また、議員が行う活動を補助する職員の活動内容が分かる資料を提出してください。

※2 政務活動費出納簿作成に当たっては人件費の充当を認めます。

※3 政務活動費出納簿及び領収書についても、外部の専門家のチェックについて人件費の充当を認めます。

7 事務所費

【条例、規則】

○条例別表（第8条関係）「政務活動費使途基準」

議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び管理に要する経費

【運用の手引き】

(主な例)

- ・事務所の賃借料、維持管理費、備品購入費、文書通信費、事務機器の購入、リース代等

その他の例

- ・事務所への来客等のため設置する駐車場賃借料
- ・テレビ受信料、インターネット料金等
- ・事務所内の会合等において提供される茶菓子代
- ・その他の雑費（事務用品、消耗品等）

※1 政務活動費の充当が認められる事務所は、1か所に限ります。

※2 兼用の事務所については、第4章2(3)②事務所経費の按分方針等参照

① 事務所の要件

事務所経費については、次のような「事務所」としての要件を備えており、実際にそこが政務活動に使用されている場合に政務活動費を充当できるものとします。

なお、事務所等の不動産の購入費に政務活動費を充当することはできません。

(ア) 事務所としての外形上の形態を有していること。

(イ) 事務所としての機能（事務スペース、応接スペース、事務用備品等）を有していること。

(ウ) 賃貸の場合には、議員が契約者となっていること。

また、事務所の賃借料を政務活動費で支出している場合は、賃貸借契約書の写しを領収書に添付するものとします。

② 事務所経費の按分方針

議員活動は、政務活動と他の活動が渾然一体となっている場合があることから、事務所経費への政務活動費の充当に当たっては、各活動の実態に応じて按分して充当する必要があります。

ただし、議員活動は、個々で異なるため一律の按分割合を示すことは不合理であることから、それぞれの議員の活動割合に応じた合理的に説明可能な範囲で、按分率の積算根拠を明確にしておくものとします。

〔事務所を住居等と共用する場合〕

可能な限り事務所の賃貸借契約、電話、ガス、水道等の契約を分散することが望ましいですが、手続き的に困難な場合は、現に政務活動に当てられている実態に応じて按分するものとします。

なお、住居等を兼ねた事務所の上下水道代金及び賃借料へは政務活動費を充当することはできないものとします。

③ 事務所経費への充当限度額

事務所の形態に応じた費目別の政務活動費充当限度額（按分率の上限）の基準を以下のとおりとします。

事務所の形態 (事務所が兼ねる機能)	費 目			
	光 熱 費	通 信 費	上下水道代金	賃 借 料
政務活動専用事務所	全 額	全 額	全 額	全 額
政務活動事務所＋ 政治団体事務所	1/2	1/2	1/2	1/2
政務活動事務所＋ 住居等	1/2	1/2	－	－
政務活動事務所＋ 政治団体事務所＋住居等	1/3	1/3	－	－

光熱費：電気料、ガス料金、灯油代等

通信費：固定電話代、テレビ受信料、インターネット料金等

④ 事務所における活動実績の割合（推計）により按分率を算定する際の基準例

なお、上記の按分率を算出するに当たっては、次の算式によるものとします。

(ア) 基本的な按分率（住居等を兼ねた事務所を除く。）

$$\frac{\text{政務活動 (A\%)}}{\text{政務活動 (A\%) + 議員活動 (B\%) + 政治団体活動 (C\%) + その他の活動 (D\%)}}$$

(イ) 住居等を兼ねた事務所の光熱費に係る按分率（→面積按分）

$$\frac{\text{政務活動 (A\%)}}{[\text{政務活動 (A\%) + 議員活動 (B\%) + 政治団体活動 (C\%) + その他の活動 (D\%)]} \times \frac{\text{事務所部分面積 (m}^2\text{)}}{\text{全体面積 (m}^2\text{)}}$$

(ウ) 住居等を兼ねた事務所の通信費に係る按分率（→日常生活用務を加えて按分）

$$\frac{\text{政務活動用務 (A\%)}}{\text{政務活動用務 (A\%) + 議員用務 (B\%) + 政治団体用務 (C\%) + その他の用務 (D\%) + 日常生活用務 (E\%)}}$$

平成27年(2015年)5月8日 印刷
平成27年(2015年)5月8日 発行
定価 120円

発行人
発行所
印刷所 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市
金 沢 市 役 所
(株) 共 栄